

「被扶養者資格確認調査」に ご協力ありがとうございました

扶養手当の支給対象者になっていない被扶養者の方を対象に実施しました『被扶養者資格確認調査』にご協力いただきありがとうございました。

調査の結果、調査対象者1609名中111名が、被扶養者資格認定取り消しとなりました。認定取り消し事由のほとんどは、「収入額が認定限度額を超えていたことによるもの」また「就職により他の医療保険（社会保険等）に加入されていたことによるもの」です。

このため、組合員の皆さまが、ご家族（被扶養者）の方々の収入状況をいつも正確に把握し、被扶養者資格認定要件に該当しなくなった場合は、勤務先の共済事務担当者の方を通じて、早急に取り消し手続きを行っていただきますようお願いいたします。（遡及して認定取り消しをした場合、その間に医療機関で受診した医療費等は返還請求することになります。）

なおこの調査は、毎年7月から9月にかけて実施いたします。来年度の調査にも調査該当被扶養者の方の収入に応じて、「確定申告書（収支内訳書等含む）の写し」、「直近の年金改定通知書・年金振込通知書等の写し」、「給与支給明細書等の写し」等々が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

今後ともご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

【参考：被扶養者資格認定限度額について】

60歳未満の者・・・130万円未満

障害を支給事由とする公的年金受給者・・・180万円未満

60歳以上での公的年金受給者・・・180万円未満